各委員の御指摘と対応について

【文章構成】

委員御指摘	対応
〇「2.論点」について、結論を把握しやすいように構成・見せ方を	指摘を踏まえ修正
工夫すべき【河島委員(追加)】	※下線により強調
○2のタイトルを「論点」以上に踏み込み、「強化等のための具体的改	指摘を踏まえ修正
善策」とすべき【河島委員(追加)】	
〇不祥事への対応という姿勢ではなく、現行制度の趣旨から文章を構	指摘を踏まえ修正
成すべき【勝又委員】	
○「2. 論点」の各項目の順番について、(4)→(6)→(5)とした方が良	指摘を踏まえ修正
い【梶谷委員(追加)】	

【はじめに、基本認識】

委員御指摘	対応
〇ガバナンスが何かという議論の前に、公益法人の在り方の基本方	指摘を踏まえ修正
針・基本精神の認識から文章を構成すべき【勝又委員】	※P5 (「1.(1)」冒頭2つの
〇ガバナンスとは何かという議論の前に、一段落あると良い【河島委	段落)
員】	
〇ガバナンスの概念について明晰となるように文章の整理が必要【河	趣旨を踏まえ修正
島委員】	※P5(「その第一は、」で
〇ガバナンスの概念について、規範を守る体制をつくること、自主規	始まる段落など)
範を整備するといったことも含めて理解すればよい【佐久間毅座長代	
理】	
○「規範を守る」について、守るべき規範を明確にして規定を整備す	
るという点をいれるべき 【梶谷委員 (追加)】	
〇三つ目の要素について、不祥事については予防・発見・対応が必要	趣旨を踏まえ修正
【佐久間毅座長代理】	※P7(「三つ目の」で始ま
〇法人の自浄能力・改善能力が必要【勝又委員】	る段落など)
〇三つ目の要素について、予防的仕組みの記載を充実、強調すべき	
【梶谷委員(追加)】	
Op. 7下から3行目 「利用者」に「・受益者」を加える。「関係者」	指摘を踏まえ修正
だと内部の人々というイメージがあると思うので、「ステークホルダ	※P9(P8 の「公益法人
一」に変更(ステークホルダーをどこまでとるか、というのもいろい	に」で始まる段落)
ろありますが)【河島委員(追加)】	

Op. 8 半ば 「社外取締役の設置の義務付け」の前に「一定の条件を	指摘を踏まえ修正
満たした企業への」などが必要ではないか【河島委員(追加)】	※P10(「また、」で始まる
	段落)
〇公益法人の特性を、営利法人と比較して記述してはどうか(法人自	趣旨を踏まえ修正
体の運営が、外から見て社会からの声が届くように、批判に耐えるよ	※P8(「1.(2)」冒頭の2つ
うにという 観点からされるべきというのは大きな特徴) 【佐久間毅座長	の段落など)
代理】	
〇公益法人と営利法人の仕組み・目的は、異なる側面と共通する側面	
があり、差異をどこまで強調するかも議論がある【梶谷委員】	

【論点(1)役員や社員・評議員のより一層の機能発揮】

委員御指摘	対応
〇一部の不祥事を基盤として見直しにつなげる議論では、一方に偏っ	趣旨を踏まえ修正
た議論となる【勝又委員】	※「「2.(1)」全体」
○身内の運営になってはいけないという骨格の議論があり、その徴憑	
として(事例として挙げられている)不祥事があり、見直しが必要と	
いうのが基礎にある考え方ではないか【佐久間毅座長代理】	
○多くの法人は定款に「要件イ~ホ」のようなことを書いており、身	
内同士でということではなく、きちっとした組織立てが必要なことを	
明確にするということかと思う【勝又委員】	
〇機関の特性を際立たせ、監事に関する記述が埋没しないようにすべ	趣旨を踏まえ修正
き【吉見委員】	※脚注2
○機関に上下関係があるかのような書きぶりになると誤解を招く【勝	
又委員】	
〇将来的に、3分の1規制を理事・監事・評議員全体で見た場合にも	指摘を踏まえ修正
適用させることもあってよい【佐久間毅座長代理】	※P17(P16の「なお」で
	始まる段落)
〇一定規模以上の法人に外部人材活用の仕組みを設けることとしてい	趣旨を踏まえ修正
る記述について、単に後述を参照するのではなく、書きぶりを工夫す	※P18(「このような」で
べき【吉見委員】	始まる段落)
O社員の選定に理事会が関与することについて、整理が必要ではない	指摘を踏まえ修正
か【佐久間毅座長代理】	※P18(「なお」で始まる
〇手続としての理事会の関与に加え、恣意的な選定ではないかも重視	段落)
すべきであり、開示の仕組み等で是正できないか【梶谷委員】	
〇実態として、社員は会員であることから、社員資格を入会の段階で	
コントロールすることは現実的には難しい【勝又委員】	

〇不当に加入を拒んではならないという定めを置いている制度もある	
が、公益法人にそれを求められるかとなると、更に検討が必要【山本	
委員】	
〇理事や評議員の数が多ければ良いわけではないことも記述すべき。	指摘を踏まえ修正
また、将来的には一定割合を外部の者とすることもあってよい【佐久	※P20(「ただし」で始ま
間毅座長代理】	る段落)
○15 ページ冒頭 「配慮が必要である。」より、「配慮した制度設計が	P18(「なお」で始まる
必要である。」とすべき【河島委員(追加)】	段落)
○評議員が責任追及をうける側に回る可能性について、考える必要が	原案を維持
ある【佐久間毅座長代理】	

【論点(2)会計監査人の設置義務付け範囲の拡大】

委員御指摘	対応
〇会計監査人の義務付け範囲と外部者の選任を求める範囲は、必ずし	指摘を踏まえ修正
も基準を一致させる必要もない【佐久間毅座長代理】	※P18(「このような」で
	始まる段落)
〇タイトルは、「会計監査人監査の義務付け範囲の拡大」となると思う	指摘を踏まえ修正
【吉見委員】	※ P22
〇会計監査人の監査の位置づけをもう少し明確にすべき【吉見委員】	指摘を踏まえ修正
〇会計監査の必要性を冒頭で触れるべき【佐久間清光委員】	※ P22∼23(「2.(2)①」 の
	冒頭の3つの段落など)
〇過去の基準についても参考として明記すれば、パブコメでも意見を	指摘を踏まえ修正
述べやすくなる【佐久間清光委員】	※脚注5
	(参考資料参照)
〇収益基準やその変遷についても整理すべき【佐久間清光委員】	参考資料参照
〇基準の見直しを考えるに当たって、規模別の法人の分布を確認すべ	参考資料参照
き【勝又委員】	
〇監査を受ける法人の割合について意識してもよい【佐久間毅座長代	
理】	
○社会福祉法人の設置基準との関係について、説明ができるようにす	原案を維持
べき【佐久間毅座長代理】	※P26~27 に、社福の
〇社会福祉法人と公益法人とは、公的資金が入っているかという点で	基準及びその動向を考
違いがあり、同じ土俵で論じるには慎重であるべき【勝又委員】	慮すべき旨も記述
〇会計監査の費用負担に関する記述は、慎重を期する必要がある【佐	指摘を踏まえ修正
久間清光委員】	※P27(「一方で」で始ま

	る段落)
〇公認会計士の確保が困難な地域に対する配慮という記述は、削除し	指摘を踏まえ修正
てもよいかと思う【吉見委員】	※P27(「一方で」で始ま
〇卵と鶏の関係で、仕事が増えれば地方でも公認会計士は増える。制	る段落)
度が変われば、それに応じた対応がされると思う【佐久間清光委員】	
〇「範囲」の広げ方をどの程度具体化するのかも難しい問題として残	引き続き検討
っている。公益法人らしい視点でこれらの規模基準も考えるべき【吉	※P27(「なお」で始まる
見委員】	段落
〇公益法人制度は公益目的事業費用が重視されており、費用を基準に	(参考資料参照)
用いることも有用【佐久間毅座長代理】	
〇仮に会計監査人の範囲を広げるとするなら、公益法人ならではの視	
点を持った基準を別途設定することが必要【吉見委員】	
〇補助金の性格なども含めての検討が必要【吉見委員】	指摘を踏まえ修正
〇補助金と会計監査との関係については、補助金受給の条件とする方	※P28(P27の「国等か
法も考えられる【山本委員】	ら」で始まる段落)
Op. 18「補助金」は「公的補助金」とすべき【河島委員(追加)】	指摘を踏まえ修正
	※P27(「国等から」で始
	まる段落)

【論点(3)透明性の確保の推進】

委員御指摘	対応
〇タイトルを透明性確保の推進、などに変更【河島委員(追加)】	趣旨を踏まえ修正
	% P28
〇公益法人の透明性の必要性は、公益法人に求められる自律性等の基	指摘を踏まえ修正
本精神の必要要件の一つで、理事、評議員等の機関設計の要件と内容	※P28(「公益法人は」で
を異にするもの。	始める段落)
ガバナビリティの最初のセクションで取り上げるべき課題である。	
その上で、パラ1で述べている認定にあたって法律でも定められてい	
ることであると再確認すべき【勝又委員(追加)】	
〇透明性を高めるため、各法人が考えるガバナンスコードの策定もこ	趣旨を踏まえ修正
の部分で奨励すべき【勝又委員(追加)】	※P29(「さらに」で始ま
〇「法人独自の取組を本ポータルサイトに記載できるようにするな	る段落)
ど」について、より踏み込んでよいと思う【梶谷委員(追加)】	
〇公的なポータルサイトだけでなく、公益法人の便宜を図るため、民	指摘を踏まえ修正
間公益法人が提供しているポータルサイトもあることに言及すべき	※脚注7
【勝又委員(追加)】	

O「公益法人 information」の閲覧請求の,	"請求"手続きをはずすと	_
いう件に賛同【勝又委員(追加)】		

【論点(4)法人による自主的な取組の促進・支援】

委員御指摘	対応
〇繰り返し、公益法人の本来の姿は、自律性、自主性により運営され	趣旨を踏まえ修正
るべきものであり、行政庁や他の主体からの「押しつけ」ではないこ	
とを強調すべき【勝又委員(追加)】	
〇会計監査人について、説明が必要。監査法人のことか、公認会計士	指摘を踏まえ修正
の資格を持った人か、税理士でもよいのか、等【勝又委員(追加)】	※脚注1
○「その気」という言葉に違和感がある。非常にあいまいである。	趣旨を踏まえ修正
"個々の担い手が、それぞれの立場で「その気」・・・・"という部	%P29∼30
分、まずは公益法人としての責任と、そのためにとるべき行動を自覚	
し、行動にそれを実践するということではないか【勝又委員(追加)】	
〇ガバナンスコードの策定も各法人の自主性により行われるべきで、	原案を維持
そのための支援を行うということも強調すべき【勝又委員(追加)】	※P30 に記述あり
〇 「立入検査の頻度を減らす」との記載はやや直接過ぎるため、「会	指摘を踏まえ修正
計監査人設置法人については、そうした事情も勘案して立入検査等の	ЖР30
必要性を判断する」といった記載のほうが良い【梶谷委員(追加)】	
○「例えば以下の方法により」の箇所で、「ガバナンスにかかる整備・	指摘を踏まえ修正
運用状況にかかるチェックリストを作成し、この遵守状況の自己点検	%P30∼31
結果および不遵守の理由、今後の取組への姿勢等についてポータルサ	
イトに公表する仕組みを整備する。さらには、そうした公表を行った	
法人について、一定の評価を行う。」といった記載も入れられると良い	
【梶谷委員(追加)】	

【論点(5)残余財産への行政庁の関与】

委員御指摘	対応
Op. 23 冒頭について、「上記のような事例や移行法人についての規定、	指摘を踏まえ修正
さらに、残余財産が引き続き公益増進のために活用されることが公益	※P32~33(P32の「上記
法人制度にとって極めて重要であることを考慮すれば、公益認定の取	のような」で始まる段
消し…(略)…については、行政庁が確認することとするなど、不適	落)
切な処理を防ぐために行政庁が法律上関与できる仕組みを導入するこ	
とが必要である」といった記述とすべき【山本委員(追加)】	

〇残余財産の帰属先に関する条文に加えて、どのようなかたちで帰属 先を決めるのか、理事評議員会だけで良いのか、等について検討する 必要がある【勝又委員(追加)】 原案を維持

※制度見直しに併せ、モ デル定款等も必要に応じ て見直しか